



米国の買収「のれん」の会計

制度調査部

吉井 一洋

「無形資産」の区分を義務付け

【要約】

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2005年6月10日に、参考人を招いて、合併等の企業結合における「のれん」の会計処理についてヒアリングを行った。

参考人は、企業結合会計基準の「のれん」の処理が適用されると、わが国の企業がM&Aを行う際に米国企業などに比べて不利と主張し、米国基準やIFRS（国際財務報告基準）のように「のれん」を償却しないこととするか、あるいは一括償却を認めるよう要望を行った。

参考人の意見を検討する中で、ASBJの委員からは、米国基準では企業結合の際に「無形資産」を「のれん」と区分するよう義務付けられており、企業にとって日本基準よりも有利とは言えない旨が強調された。

そこで、本レポートでは、米国の企業結合における「のれん」の処理について、特に「無形資産」の区分を中心にとりまとめる。

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2005年6月10日に、楽天の三木谷社長を参考人として招き、合併等の企業結合における「のれん」の会計処理についての意見を聞いた。

合併等の企業結合については既に、2003年10月31日に会計基準が公表されており、2006年4月1日以後開始事業年度から適用される。現在、ASBJは企業結合専門委員会で適用指針を検討しているところである。ASBJでは、これと併せ会社分割等の事業分離についても、事業分離専門委員会で会計基準と適用指針を検討している。適用指針は企業結合と事業分離両方に適用されるものをまとめている。2005年1月28日には、これまでの検討状況を整理した以下の文書が公表されている。

「事業分離等に関する会計基準」の検討状況の整理

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の検討状況の整理

ASBJでは上記「検討状況の整理」に寄せられたコメントを踏まえ、引き続き検討を続けている。6月10日のヒアリングは、その中で行われたものである。

企業結合会計基準では、合併等に対して持分の結合と認められる場合以外は、パーチェス法を適用することとしている。パーチェス法では、次のように会計処理する。

1. 被取得企業の取得原価を、取得の対価と取得に直接要した支出額の合計額として算出する。
取得企業の株式を被取得企業の株主に取得の対価として交付した場合は、取得の対価は交付した株式の時価を基礎として算出する。
2. 取得原価を、被取得企業の識別可能な資産・負債に配分する。配分はこれらの資産・負債の企業結合日の時価に基づいて行う。
3. 取得原価と取得原価の配分額との差額（即ち、取得原価と識別可能な資産・負債の時価との差額）は「のれん」（又は「負ののれん」として計上する。
4. 「のれん」（又は「負ののれん」）は20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却する。減

損が生じている場合には減損処理を行う。

さらに、「検討状況の整理」では、「のれん」について、その金額の重要性が乏しい場合を除き、企業結合日に全額費用処理(一括償却)はできないこととすること、償却費は販売管理費に計上し、特別損失には計上できないこととすることなどを提案している。

一方、米国基準や IFRS (国際財務報告基準)では、「のれん」は償却せず、減損が生じた時に減損処理をすることとしている。

三木谷社長は、わが国の会計処理方法によった場合、「のれん」の償却により営業利益が減少することから、「のれん」の償却が不要な米国企業に比べて、日本企業が M&A を行う上で不利になる旨を述べ、次のような会計処理を行うよう求めた。

米国基準等と同様に「のれん」を非償却資産とする。

が無理な場合(「のれん」を償却資産とする場合)は、「のれん」の効果の及ぶ期間を合理的に見積もることは極めて困難であることから、一括償却を認める。一括償却も含め短期間で「のれん」を償却する場合は「特別損失」として計上することも認める。

6月10日の本委員会及びその後の専門委員会や本委員会の議論では、 に対しては、委員から次のような反対意見が示された。

「のれん」の価値が減少しないと考えられない。もし価値が減っていないように見えたとしても、それはその後「自己創設のれん」が生じたことによるものである。「自己創設のれん」の計上は企業会計上禁じられているが、「のれん」を償却しない処理はこの「自己創設のれん」を計上するに等しい。

米国では取得原価を被取得企業の資産・負債に配分する際に、「無形資産」に該当するものがあれば、「のれん」として計上せず、「無形資産」に厳格に配分する処理が求められている。無形資産は基本的には償却する。この米国の会計処理は煩雑でコストがかかる。したがって、米国企業の方が、日本企業よりも有利であるとは言えないのではないか。

に対しては、次のような反対意見が示された。

「のれん」を企業結合日に一括償却する処理は、過度に保守的であり、投資と回収との関係が適切に損益に反映されない。

「のれん」をすぐに一括償却するということは、取得後すぐに価値が無くなるということである。本来、価値があると考えるから M&A を行うのであり、それと整合性がとれていない。

「のれん」を1年で償却する処理を行うためには、償却時の個別財務諸表における子会社株式の評価方法との関係を整合的に説明する必要がある。

「のれん」に限らず、原価配分計算には見積もりの要素が多く含まれており、将来判明する事実を完全に一致させることはそもそも困難である。

ASBJ では、 の意見については、企業結合会計基準を変更することになるので、専門委員会ではなく、本委員会で検討し、何らかのステートメントを公表する予定である。 については専門委員会で検討し、適用指針の公開草案に反映する。ただし、、 いずれについても、委員の中では反対意見が強い。特に については、米国基準では「無形資産」を「のれん」から区分することが義務づけられているが、それがわが国においては十分に理解されていないとの意見が出されている。

参考まで、米国基準による「のれん」と「無形資産」の処理について取りまとめる。

(1) 「無形資産」の識別

米国基準では、企業結合に対しては持分プーリング法の適用は認められず、パーチェス法が適用される。パーチェス法では、被取得企業の取得原価を、取得の対価として交付された現金支払額や資産(取得企業の株式が交付される場合は、その株式)の時価(公正価値)に基づいて算出する。

算出した被取得企業の取得原価を被取得企業の識別可能な資産・負債に配分する。配分はこれらの資産・負債の企業結合日の時価（見積公正価値）に基づいて行う。

被取得企業の取得原価が、被取得企業の資産・負債の時価（見積公正価値）を超える場合でも、以下に該当するときは、「無形資産」を「のれん」とは切り分けて認識（計上）することを義務付けている。

無形資産が契約又は法的権利から発生している場合 あるいは
無形資産が分離できる、即ち、被取得企業から分離又は分割、売却、移転、ライセンスの付与、賃貸又は交換可能である。

米国基準では、「のれん」とは切り分けて識別すべき「無形資産」の例として、以下を挙げている。

計上すべき「無形資産」の具体例

無形資産の種類	無形資産の具体例
販売に関連する無形資産	商標、商品名 サービス商標、団体商標、証明商標 商業上の飾り（独特の色、形、又は包装図案） 新聞のマストヘッド インターネットのドメイン名 非競争契約
顧客に関連する無形資産	顧客名簿 注文又は未製造残高 顧客契約及び関連する顧客関係 契約外の顧客関係
芸術に関連する無形資産	演劇、オペラ、バレエ 本、雑誌、新聞、他の出版物 楽曲、歌の歌詞、コマーシャルソングなどのような広告宣伝用の音楽 絵画、写真 映画、音楽ビデオ、TV 番組を含む視聴覚作品
契約に基づく無形資産	ライセンス、著作権使用、現状維持契約 広告、建設、経営、サービス、又は供給契約 リース契約 建設許可 フランチャイズ契約 営業及び放送権 掘削、水利、空気、鉱業、材木切出し及び道路当局などの使用权 抵当サービス権などのサービス契約 雇用契約
技術に基づく無形資産	特許権を得た技術 コンピュータ・ソフトウェア及びマスク作品 無特許の技術 タイトルブランドを含むデータベース 秘密の製法、工程、調理法などの営業秘密

「無形資産」を認識（計上）するに当たっては、その時価（公正価値）を算定する必要があるが、無形資産の時価（公正価値）の見積もりは容易では無く、困難が予想される。

「無形資産」を識別した残りが「のれん」として計上される。

(2) 認識した「無形資産」の会計処理

企業結合にあたり認識した「無形資産」は、耐用年数にわたり償却する。耐用年数とは、その「無形資産」が企業の将来のキャッシュ・フローに直接又は間接に貢献すると予測される期間をいう。

耐用年数が不明瞭な「無形資産」は、耐用年数が不明瞭で無くなるまで償却を行わない。法的、規制的、契約上、競走上、経済上、又は他の要素によってその企業の「無形資産」の耐用年数が制限されない場合は、耐用年数が不明瞭なものとして取り扱う。耐用年数が不明瞭な「無形資産」は、毎年（減損の兆候を示す事象等が起きた場合は、それ以上の頻度で）減損テストを行い、「無形資産」の時価（公正価値）が帳簿価額を下回る場合は減損処理を行う。

(3) 「のれん」の処理

「のれん」は償却しないが、減損テストの対象となる。

減損テストは、レポートिंग・ユニット単位で行う。減損テストは毎年（減損の兆候を示す事象等が起きた場合は、それ以上の頻度で）行う。レポートिंग・ユニットは、事業セグメントと同一か、又はそれより一段階下の水準（構成部分）による。「のれん」は一つ以上のレポートिंग・ユニットに配分される。

まず、第一段階としてレポートिंग・ユニットの公正価値と「のれん」を含むその帳簿価額を比較する。公正価値の方が低い場合には、第二段階としてレポートिंग・ユニットの「のれん」の黙示的公正価値とその帳簿価額とを比較する。「のれん」の黙示的公正価値は、レポートिंग・ユニットを企業結合で取得したと仮定して算出する。レポートिंग・ユニットの公正価値をユニット内の資産・負債（未認識の「無形資産」を含む）に割り当てる。その配分の結果の残余の額（即ち、レポートिंग・ユニットの公正価値とユニット内の資産・負債の公正価値との差額）が「のれん」の黙示的公正価値となる。

レポートिंग・ユニットの「のれん」の黙示的公正価値が帳簿価額を下回る場合、その差額を減損損失として計上する。